

法務省民一第 1928 号

令和 3 年 10 月 6 日

日本弁護士連合会 御中
日本司法書士会連合会 御中
日本土地家屋調査士会連合会 御中
日本税理士会連合会 御中
全国社会保険労務士会連合会 御中
日本弁理士会 御中
日本海事代理士会 御中
日本行政書士会連合会 御中

法務省民事局民事第一課長

(公 印 省 略)

コンビニエンスストア等で発行された戸籍謄本等に係る偽造・改ざん防止対策について（依頼）

戸籍制度の適正円滑な運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から、戸籍謄本等を始めとする市区町村が発行する証明書を取得することができる、いわゆるコンビニ交付サービスを導入している市区町村が多くあるところです。

このコンビニ交付サービスにより発行された証明書については、偽造・改ざん防止技術が採用されており、その内容については地方公共団体情報システム機構のホームページ（<https://www.lg-waps.go.jp/02-01.html>）に掲載されております。

つきましては、上記の内容につきまして、貴会会員各位に対して、周知方お取り計らい願います。